

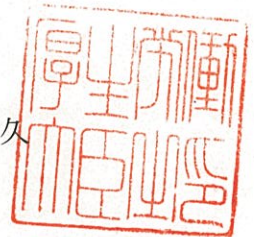
次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱(青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正部分)

厚生労働省発雇児0213第2号
平成29年2月13日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙 「次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」
について、貴会の意見を求める。

別紙

次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正部分）

第一 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

青少年の雇用の促進等に関する法律第十五条の厚生労働省令で定める基準の見直し

一 新規学卒等採用者であつて離職したものの割合に係る基準の見直し

直近三事業年度新規学卒等採用者の数が三人又は四人の場合にあつては、直近の三事業年度に離職した直近三事業年度新規学卒等採用者の数が一人以下であれば足りることとすること。

二 働き方の見直しに係る基準の見直し

直近の事業年度において、その雇用する労働者（通常の労働者に限る。以下同じ。）一人当たりの平均した一月当たりの所定外労働時間が二十時間以下であり、かつ、その雇用する労働者であつて平均した一月当たりの時間外労働時間が六十時間以上であるものがないこととすること。

三 有給休暇に係る基準の見直し

直近の事業年度において、その雇用する労働者に対して与えられ、及び当該労働者が取得した有給休暇について、有給休暇に準ずる休暇として厚生労働省職業安定局長が定めるものを含むこととし、有給休暇に準ずる休暇として厚生労働省職業安定局長が定めるものの日数は、その雇用する労働者一人当たり五日を上限として算入することとする。

第二 その他

一 この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他所要の規定の整備を行うこと。